
平成18年度税制改正に関する要望

日証協 平17.11

本協会、投資信託協会及び全国証券取引所においては、本年9月に、「平成18年度税制改正に関する要望」事項（証券業報9月号参照）を取りまとめ、公表したところであるが、今般、当該要望事項に要望理由を加えた要望書を作成し、陳情活動に利用することとした。

本年度の要望の全文は以下のとおり。

平成17年11月

平成18年度税制改正に関する要望

日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

我が国経済は、企業業績の回復が徐々にではあるが各部門に着実に浸透し、引き続き民間需要中心の緩やかな景気回復を続けるものと見込まれ、今や、バブル後と呼ばれた時期を抜け出し、いよいよ「攻めの改革」に踏み出すときを迎えております。

こうした中、我が国経済の活性化を図り、民間主導の経済成長を確実なものとするためには、政府における構造改革の本格的かつ総合的な取組が必要であり、とりわけ、「金融システム改革」の強力な推進、「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとし、「金融サービス立国」の実現に向けた施策が必要であると考えます。

証券界といたしましては、この「貯蓄から投資へ」の流れを確実なものとし、証券市場の活性化を図るためには、個人投資家をはじめとする幅広い投資家の証券市場への参加が必要であり、引き続き、個人金融資産のうち株式や株式投資信託等の直接金融を支える商品の保有が欧米と遜色のない状況になるまで、時限措置とされている軽減税率を据え置くことや長期投資の促進など、証券投資について一層優遇する措置が必要と考えます。

また、利子所得も含めた金融所得全般に対する一体課税については、より一層「投資」を行い得るための必要な制度整備であり、簡素で中立的な仕組みとし、実務面での検討を十分に行った上で、できる限り一体化を図るべきものと考えます。

つきましては、平成18年度税制改正に関しまして、次の事項を要望いたしますので、その実現方につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 事 項

証券市場の活性化のための税制措置

- 1．上場株式等の譲渡所得や配当所得に関する税率（10％）を継続するとともに、証券先物・オプション取引及びカバードワラントに係る取引損益についても軽減税率を適用すること。また、配当所得への課税について、一層の軽減を図る観点から、配当所得の2分の1に課税する方法に改めること（6頁）
- 2．株式等の譲渡損益の通算対象に、株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、株式等の配当金、証券先物・オプション取引及びカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差損益・譲渡損益を加えるとともに、当該損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認めること（7頁）
（注1）公社債及び公社債投資信託に係る譲渡益を課税することに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること
（注2）公社債及び公社債投資信託の譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施すること
- 3．上場株式等の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を3年間から7年程度に延長すること（8頁）
- 4．特定管理株式のみなし譲渡損失について譲渡損失の繰越控除の対象に含めること（9頁）
- 5．株式等、株式投資信託を相続・贈与した場合における課税の軽減を図ること（10頁）

特定口座等に関する税制措置

- 1．特定口座について上場株式等、公募株式投資信託の譲渡損益等に限定されている通算範囲を、株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、上場株式等の配当金、証券先物・オプション取引及びカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差損益・譲渡損益まで拡大すること（11頁）
（注1）特定口座の対象に上記利子等及び配当等を加える場合、特定口座内における年間分の利益に対し一括課税が行えるよう源泉徴収の仕組みを見直すとともに、年間通算限度額を設けないこと

(注2) 特定口座の対象に上記配当金を加える場合、大口個人株主に係る配当金に対する源泉徴収税率を見直すこと

(注3) 特定口座において管理することを条件として、個人の保有が制限されている公社債の保有を解禁すること

2. いわゆるラップ口座専用の特定口座の開設又は特定口座において取得価額の区分管理を可能とすること (12頁)

3. 特定口座に係るみなし廃止制度について、特定口座開設者の利便性に配慮し、一定の要件のもとに、適用除外を認めること (13頁)

4. 従業員持株会で取得した株式について、一定の要件のもとに、直接特定口座へ移管できる措置を講じること (13頁)

5. 投資クラブ専用の特定口座の開設を可能とすること (14頁)

6. 特定口座の取扱い業者に投資信託委託業者を加えること (15頁)

公社債取引に関する税制措置

1. 非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子、発行差金の非課税措置を恒久化又は延長すること (16頁)

2. 非居住者・外国法人との債券現先取引の非課税制度について、恒久化又は適用期限を延長するとともに、当該取引に過少資本税制を適用しないこと (16頁)

3. 非居住者・外国法人の受け取る振替債(国債以外の公社債)の利子について非課税とすること (18頁)

4. 内国法人の受け取る国外発行債の利子について源泉徴収を免除すること (19頁)

5. 振替債の利子に係る源泉徴収が免除されている内国法人の適用要件(資本又は出資の金額が1億円以上)を撤廃すること。少なくとも資本又は出資の金額が1億円以上の申請、確認事務につき簡素化を図ること (19頁)

6. 物価連動国債等について、オーバーパー償還部分に対する源泉徴収義務の廃止など、税制上の措置を講じること (20頁)

投資信託等の活性化に向けた税制措置

1. 投資信託財産の統合にあたり、利益剰余金が存在する場合には、当該利益剰余金に係る(受益者に帰属すべき)課税を課さないこと (22頁)

2. 不動産投資法人等が現物不動産を売買する際に適用されている登録免許税を撤廃すること。少なくとも全ての不動産取引に平成18年3月31日まで適用されている登録

- 免許税の軽減措置を延長すること、加えて不動産投資法人等に追加的に平成 18 年 3 月 31 日まで適用されている軽減措置について延長すること (22 頁)
3. 不動産投資法人等が現物不動産を取得する際に適用されている不動産取得税を撤廃すること。少なくとも全ての不動産取引に平成 17 年 12 月 31 日まで適用されている課税標準の軽減措置、平成 18 年 3 月 31 日まで適用されている不動産取得税の軽減税率を延長すること (23 頁)
 4. 不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち 90%超配当要件については、その判定式の改善や減損損失の損金算入を認めること、要件違反の場合の課税方法の改善等、適切な措置を講じること (24 頁)
 5. 不動産投資法人及び証券投資法人等について、株式等に対して配当や有償減資等の課税の見直し、税制上の優遇措置(所得控除制度を含む)や相続・贈与等に係る軽減措置等が手当てされる際には同様の措置を講じること (25 頁)
 6. 不動産投資法人にかかる固定資産税について軽減すること (25 頁)
 7. 不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち「事業年度の終了時において3人以下の投資主及びその特殊関係者により発行済み投資口総数の50%超を保有されている同族会社に該当しないこと」の要件については、「投資主及びその特殊関係者」の対象から地方公共団体等の一定の者を除外すること (26 頁)
 8. 公募証券投資信託に適用されている外国税額控除について、私募のファミリーファンド形態をとっている証券投資信託についても適用すること (26 頁)

確定拠出年金制度等に関する税制措置

1. 特別法人税を撤廃すること (28 頁)
2. 拠出限度額を引き上げること (28 頁)
3. 制度上、企業型における従業員拠出が認められる際には、税制上の措置を講じること (28 頁)

勤労者等の金融資産形成促進のための税制措置

1. 従業員持株制度について会社が従業員に奨励金を付与した場合に、給与所得課税を非課税とする又は課税の繰延べを行うこと(日本版 E S O P) (29 頁)
2. 株式・株式投資信託の累積投資及び従業員持株制度を利用した投資金額について、年間一定額を上限とし、所得控除制度を設けること (29 頁)

その他

- 1．配当の二重課税を廃止すること (30 頁)
- 2．配偶者控除や扶養控除の判定基準となる「合計所得金額」に加算する譲渡所得等について、損失の繰越控除前の金額ではなく損失の繰越控除を適用後の金額とすること (31 頁)
- 3．特定口座年間取引報告書等の各種顧客交付書類について、電子情報処理組織を利用する方法等による交付を認めること (31 頁)
- 4．いわゆるラップ口座に係る株式等の譲渡所得等における費用として、投資顧問料等を加算することを可能とすること (32 頁)
- 5．国内公募株式投資信託の源泉徴収の不適用特例の対象に、特定口座への受入れの際に個別元本（手数料等含む）を取得金額として特定口座に受入れる場合に限り、本券入庫による受益証券も特例の対象に含めること (32 頁)

各要望項目の説明

証券市場の活性化のための税制措置

1. 上場株式等の譲渡所得や配当所得に関する税率（10%）を継続するとともに、証券先物・オプション取引やカバードワラントに係る取引損益についても軽減税率を適用すること。また、配当所得への課税について、一層の軽減を図る観点から、配当所得の2分の1に課税する方法に改めること

平成15年度税制改正により、証券市場の活性化の観点から、個人投資家の上場株式等の譲渡益、配当金及び公募株式投資信託の収益分配金に対する課税について、税率を10%とする軽減措置が講じられています。

しかし、いずれの税率の軽減措置も時限的なものであり、かつ、その期間も上場株式等の譲渡所得については平成19年12月31日まで、上場株式等の配当所得については平成20年3月31日までと比較的短期間であるため、間接金融から直接金融への資金の流れを確実なものとするための大きなインセンティブの効果が十分に発揮されない可能性があります。

証券市場を育成し、個人投資家の証券市場への参加を促進するという観点に立って、個人金融資産のうち株式等直接金融を支える商品の保有が欧米と遜色ない状況になるまでの間、税制上のインセンティブとして軽減税率10%の継続を要望いたします。

また、配当所得への課税については、一層の軽減を図る観点から、配当所得の2分の1に課税することで、長期投資の促進に向けた税制面における環境整備が図られるのではないかと考えます。

さらに、現行では証券先物・オプション取引の所得上の取扱いは雑所得であり、株式等の譲渡所得と区分されていますが、証券先物・オプション取引がヘッジ目的等で現物株式等と組み合わせて取引されていることを考慮しますと、現物の株式等取引と同様の扱いとし、実態に即したものとするは適切な措置であります。

証券先物・オプション取引については、現物株式等と組み合わせて取引を行うことにより、証券市場の流動性を高め、厚みを増す効果があり、証券市場の活性化に資するためにも、投資家にとって利便性の高い上場株式等並みの課税とする必要があります。

また、カバードワラントは平成10年の証券取引法改正により証券会社において取扱いが

可能になりました。現在わが国で流通しているカバードワラントは個人投資家向けの少額の投資資金で対象としている原資産の価格変動により収益を得ることができる金融商品であります。対象としている原資産のヘッジ目的でも取引され、リスクは購入代金に限定されています。したがって、カバードワラントも証券先物・オプション取引と同様に証券市場の流動性を高め、厚みを増す効果があり、証券市場の活性化に資するものと考えます。欧州では約10兆円、香港では約7兆円規模のカバードワラントの市場が形成されており、日本でもその普及が期待されておりますことから、現行の総合課税方式を改め、投資家にとって利便性の高い上場株式等並みの課税とする必要があります。

2. 株式等の譲渡損益の通算対象に、株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、株式等の配当金、証券先物・オプション取引及びカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差損益・譲渡損益を加えるとともに、当該損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認めること

（注1）公社債及び公社債投資信託に係る譲渡益を課税することに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること

（注2）公社債及び公社債投資信託の譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施すること

現行の金融・証券商品に対する課税制度は、個々の所得の性格に着目して、利子所得、配当所得、譲渡所得等に分類し、それぞれの所得に応じて異なる方式での課税が行われています。また、近年、金融商品が多様化、複雑化し、新しい金融商品に係る税務上の取扱いがあらかじめ明確とならない場合があるなど課税の取扱いが一層複雑さを増しています。

これらのことから、金融・証券商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平・中立に取り扱えるようにする必要がありますが、そのためには、金融・証券商品に係る所得について一元的に捉えることができる税制が望ましいと考えます。金融・証券税制の一体化を進めるに当たっては、まず、幅広い金融・証券商品間の損益の通算を認め、トータルの損益に対して課税することが現実的対応であると考えます。

また、平成15年6月に公表された政府税制調査会の中期答申「少子・高齢社会における税制のあり方」において、今後、金融所得課税をできる限り一体化することを目指すべきであるとの方向が示されているほか、平成16年6月15日に政府税制調査会金融小委員会において取りまとめられました「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」においても、「貯蓄から投資へ」という政策的要請に応えて、「株式譲渡損失との損益通算を認め

る範囲を、利子所得も含め金融所得全般にわたり、できる限り広げていくことが適当である」とされており、金融・証券税制の一体化を実現することは、証券界のみならず、国家の最重要課題の一つであると考えられます。

以上のことを踏まえつつ、金融・証券商品の課税に関する損益通算は、現状、その通算可能範囲が制限されておりますが、証券市場へのリスクマネー供給の観点からは金融所得全般に認めることが不可欠であるとの考えから、申告分離課税とされている株式等の譲渡損益の通算対象（株式投資信託の解約・償還に伴って発生するみなし譲渡損益と株式等の譲渡損益は通算可）に、株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、株式等の配当金、証券先物・オプション取引及びカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差損益・譲渡損益を加えることを要望いたします。

また、投資者のリスク許容度を高める観点から、単年度で他の金融商品の利益から控除しきれない損失の繰越も広く可能とすべきであり、損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を幅広く認めることを要望いたします。

なお、現在非課税とされている公社債及び公社債投資信託の譲渡益を課税とする場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、投資者及び発行体並びに公社債等マーケットに与える影響を考慮し、例えば低税率での導入、施行日以後の新規発行分からの適用などの激変緩和措置・経過措置を講じていただくよう要望いたします。

3．上場株式等の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を3年間から7年程度に延長すること

欧米諸国では、株式の譲渡に係る損失について無期限に繰越控除を認める等、個人投資家が直接、リスクマネーを供給しやすい制度を整備し、直接金融への資金シフトを促しているところであります。

わが国でも、平成15年以降、3年間の限度とした損失繰越控除制度が創設されておりますが、3年間の繰越控除期間はリスクに応じた期間としては短く、これを拡大する必要があります。

国家的政策課題である「貯蓄から投資へ」の促進・実現に向けては、個人投資家のリスクに見合う優遇制度を拡充することが重要であることから、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を現行の3年間から7年程度に延長することを要望いたします。

4．特定管理株式のみなし譲渡損失について譲渡損失の繰越控除の対象に含めること

株式等の譲渡損益の計算については、実際に株式等の譲渡が行われた場合の損益のみについて認められております。

上場会社が破綻した場合、当該上場会社が発行した株式を譲渡できなければ、当該株式に係る損失はないものとされておりましたが、平成 17 年度税制改正により、特定口座に保管している上場株式が上場廃止になった後、引き続き、その証券会社の口座において保管している株式（以下「特定管理株式」といいます。）が株式としての価値が無くなってしまった場合、株式等の譲渡損失とみなすことができるようになりました。

なお、株式等の譲渡損失とみなすことができるものとしては、清算終了、破産手続開始の決定、会社更生計画又は民事再生計画に基づく 100%減資、特定危機管理開始決定（いわゆる銀行の国有化）のいずれかの場合に限定されています。

しかしながら、この特定管理株式のみなし譲渡損失については、計上した年の株式等の譲渡損益と通算が可能であります。当該特定管理株式の損失から当該株式等の譲渡益が控除し切れなかった場合の残りの譲渡損失は繰越控除制度の適用外とされております。

上場株式等に関する譲渡損失のなかで繰越控除制度が適用されるものとされないものが存在する不公平感及び難解さの解消やより一層の個人投資家のリスクに見合う優遇制度の拡充が必要であるとの観点から、特定管理株式のみなし譲渡損失について繰越控除制度の対象に含めることを要望いたします。

5．株式等、株式投資信託を贈与・相続した場合における課税の軽減を図ること

相続税は、相続、遺贈等により財産を取得した者に対して、その取得財産の価額を課税標準として課税されるものですが、被相続人の蓄積した財産を相続開始の時点で清算する、いわば所得税の補完税としての機能や富の過度の集中を抑制する再分配機能を有しています。また、贈与税は、相続税を補完することにより、相続税負担の回避を防止する役割を有しております。

このような機能や役割は認められるものの、現在、60 歳以上の高齢者世帯に金融資産の約 47%が集中している現状を踏まえると、証券市場の活性化を一層図る観点から、幅広い年齢層の投資促進に資するための一環として、贈与税・相続税について特例を設けることにより、世代間でバランス良く金融資産が保有されることの促進が必要であると考えます。

つきましては、親子間等の株式、株式投資信託の贈与（株式等への投資目的の金銭の贈与を含む）・相続について、リスク商品であることを考慮し、その評価額を「現行制度の70%相当額」又は「直近1年間のうち最も低い最終価格」のいずれかにより選択できるようにするとともに、相続時精算課税制度において認められている住宅取得資金の贈与の特例に倣い、株式、株式投資信託の贈与に係る特別控除制度を創設するなど課税の軽減を図る措置を講じることを要望いたします。

特定口座等に関する税制措置

1．特定口座について上場株式等、公募株式投資信託の譲渡損益等に限定されている通算範囲を株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、上場株式等の配当金、証券先物・オプション取引及びカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金、償還（解約）差損益、譲渡損益まで拡大すること

（注1）特定口座の対象に上記利子等及び配当等を加える場合、特定口座内における年間分の利益に対し一括課税が行えるよう源泉徴収の仕組みを見直すとともに、年間通算限度額を設けないこと

（注2）特定口座の対象に上記配当金を加える場合、大口個人株主に係る配当金に対する源泉徴収税率を見直すこと

（注3）特定口座において管理することを条件として、個人の保有が制限されている公社債の保有を解禁すること

特定口座は、投資者の納税手続きの負担を軽減する観点から設けられた制度であり、特定口座年間取引報告書により簡易な申告で済ますことができるほか、源泉徴収選択口座を選択することにより証券会社が投資者に代わって納税を済ますことができるものです。特定口座の口座数は、平成15年1月の制度開始以降2年6ヶ月の間に約940万口座（うち源泉徴収選択口座が85%を占める。）に達しており、まさに個人の証券投資のインフラとして定着している状況にあります。

現在、特定口座において取り扱うことができる有価証券は、上場株式等及び公募株式投資信託の受益証券等に限定されています。

投資者の簡素な納税を実現する観点から、株式等の譲渡損益の通算対象の範囲が拡大された場合には、それにあわせて証券投資のインフラとなっている特定口座を活用し、当該口座における取扱対象も拡大することにより、投資者の申告納税手続きの簡素化を実現さ

れるよう要望いたします。

また、特定口座の取扱対象の拡大が図られる場合には、現行の利子等及び配当等の源泉徴収等による納付方法を改め、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得と同様な方法により、年間分一括納付が行えるようにするとともに、年間通算限度額の制限などを設けないなど、必要な措置を講じるよう要望いたします。

なお、特定口座の対象範囲に上場株式等の配当金を加える場合には、投資家等に対する利便性向上の観点から、大口個人株主に係る配当金に対する源泉徴収税率について、所得税、道府県民税ともに通常の上場株式等の配当金と同一にする方向で見直していただくよう要望いたします。

さらに、現在、個人等に対して保有制限が課されている国内公社債（TB（割引短期国債）・FB（政府短期証券）、ストリップス債、物価連動国債、短期社債等）については、特定口座制度により適正な徴税態勢が確保されることを前提に、その保有の解禁を要望いたします。

2. いわゆるラップ口座専用の特定口座の開設又は特定口座において取得価額の区分管理を可能とすること

ラップ口座とは、証券会社が個人投資家の資産の運用・管理（投資顧問会社が運用指図を行う場合もありますが、いずれにしても当該個人投資家以外の者が運用指図を行うこととなります。）を行い、運用報酬、売買執行に伴う手数料、口座管理料等の手数料を一括して資産残高等に比例して報酬として徴収する口座をいいます。

平成16年4月1日より、ラップ口座などの証券会社の資産管理サービスが円滑に実施できる制度となっています。

しかしながら、現状では、個人投資家は1証券会社につき1つの特定口座しか開設できないことから、当該投資家が自己の判断による売買とラップ口座により投資一任契約を締結した証券会社（または外部の投資一任業者）の判断による売買の双方について一つの特定口座を利用する場合、それらの売買に同一の銘柄があるときに、その取得価額は一括して平均されることとなるため、それぞれの売買に係る税引後の譲渡損益を明確に区分することができません。

通常の特定期口座のほかに、ラップ口座専用の特定口座が認められた場合には、それぞれの口座に同一の銘柄があるときも取得価額は区分管理され、個人投資家自身の投資判断に係る損益と当該ラップ口座専用（証券会社等の運用指図）に係る損益が明確に区分される

ため、個人投資家にとって分かりやすいものとなり、特定口座という税務申告上簡便な仕組みが享受できます。つきましては、ラップ口座の普及のためにも、ラップ口座専用の特定口座の開設（同一の特定口座内における取得価額の区分管理を含む。）を認めていただくよう要望いたします。

3．特定口座に係るみなし廃止制度について、特定口座開設者の利便性に配慮し、一定の要件のもとに、適用除外を認めること

特定口座において特定口座内保管上場株式等を有しないこととなった日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該特定口座において上場株式等の保管の委託を行わない場合には、その年の翌年1月1日に特定口座を廃止しなくてはならないこととされております。

このみなし廃止制度は、休眠口座について、特定口座廃止届出書を提出されるまで待つことなく自動的に廃止することが可能となり、証券会社としては管理・維持コスト等の削減につながるものと考えられますが、一方で、特定口座での取引はないものの、継続的に一般口座で債券や公社債投資信託の取引を行っており、また、将来的に再度上場株式等の取引を行う可能性が高い投資家についても、同様にみなし廃止制度を適用することになってしまいます。すなわち、当該特定口座のみなし廃止後に、投資家や証券会社は再度特定口座開設に係る事務負担が生じ、また、投資家は投資機会を失う可能性があります。

つきましては、特定口座に係るみなし廃止制度の適用について、特定口座制度の利便性向上に資する観点から、投資家が自己の特定口座が特定口座に係るみなし廃止制度の適用除外となることを同意した場合や特定口座に預り資産がないが一般口座に預り資産が存在する場合などには、みなし廃止の適用対象外として措置していただくよう要望いたします。

4．従業員持株会で取得した株式について、一定の要件のもとに、直接特定口座へ移管できる措置を講じること

従業員持株会制度では、毎月一定額を投資し、単元株になるまでの間は従業員持株会口座にて保管し、単元株になった時点で引き出すなどの形態が一般的であります。

特定口座制度においては、証券業者への買付けの委託により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるものに限り、特定口座により管理できるとさ

れていることから、これら従業員持株会制度により取得した上場株式等については、原則として、当該株式等を特定口座に組入れることはできないこととされています。

現在、従業員持株会を通じて取得した上場株式等を特定口座へ組入れる場合には、当該従業員持株会が発行する退会清算書等を確認書類とし、いわゆるタンス株券預入れ制度を利用して行うこととしています。

このタンス株券預入れ制度は、株券電子化の導入時期に合わせ、平成 21 年 5 月 31 日までの間と規定されています。それ以降、従業員持株会を通じて取得した上場株式等については特定口座で管理することが不可能となり、所有株式が一般口座と特定口座に分断され、煩雑な納税手続及び資産管理等が必要となります。

したがって、従業員持株会を通じて取得した株式について、従業員持株会口座から投資家が特定口座を開設する証券会社への移管日以前に、投資家の氏名、住所、引き出される上場株式等の銘柄、株数及び取得価額が投資家の特定口座を開設する証券会社へ通知されていることなど一定の要件のもとに、直接特定口座へ移管できる措置を講じていただくよう要望いたします。

5．投資クラブ専用の特定口座の開設を可能とすること

投資クラブとは、株式等に関する知識を学習し、その内容に基づき有価証券の投資を行うことを目的として、民法第 667 条第 1 項の任意組合の規定に基づき組成されるものをいいます。

投資クラブにおける株式の売買損益、配当金等は、株式等を共有持分として所有する当該クラブを構成する会員に帰属することから、クラブ構成員がそれぞれ確定申告等による納税を行うこととされています。

この投資クラブの構成員としては、サラリーマン、主婦、退職者などが中心であり、確定申告に不慣れな方も多く、特定口座の利用を望む声が強いことから、投資クラブの普及・啓発のため、実質的に源泉分離課税と同様な方式とすることで、投資に不慣れな個人投資家（投資の初心者）の納税手続きに対する不安感を払拭するため、投資の初心者が、確定申告を行わなくても済むように、投資クラブ専用の特定口座（投資クラブ代表者名義の源泉徴収選択口座）の開設などを認めていただくよう要望いたします。

さらに、「株式等譲渡所得割」についても、投資クラブ代表者の所在する都道府県への納付を認めていただくよう要望いたします。

6．特定口座の取扱い業者に投資信託委託業者を加えること

投資信託は現在、全国の証券会社や登録金融機関等で広く販売されておりますが、この他にも投資信託を運用する投資信託委託業者において、自社のファンドを直接販売することが認められております。

平成4年に、それまで証券会社だけに限られていた販売主体を多様化して投資信託を活性化させるために、海外では一般的となっている投資信託委託業者による直接販売が我が国でも認められました。平成10年から始まった登録金融機関による投資信託の販売よりも、長い歴史を有しております。

現在、公募投資信託全体では2,945億円（平成17年6月末）の販売残高ですが、直接販売を主体としている業者の中には残高が1,000億円を超えたところもあります。

直接販売を行う投資信託委託業者では、自社で購入された投資家からの換金請求に応じて代金のお支払いや所得税・地方税の徴税事務も行っており、この点は証券会社や登録金融機関と全く変わりありません。

しかしながら平成16年度税制改正では、それまで証券会社に認められていた特定口座の取扱いが、銀行、協同組織金融機関、登録金融機関にも認められましたが、投資信託委託業者は認められませんでした。また、平成17年度税制改正では、投資信託の取扱いの開始にあわせて郵政公社による特定口座の取扱いが認められています。

同じ商品を販売していながら、投資信託委託業者で投資信託を購入する場合には他と比べて課税の取扱いの面で不利になるようでは、直接販売制度そのものが成り立ちません。

また、平成17年7月に公表された金融審議会金融分科会第一部会の投資サービス法に関する中間整理の中では、投資信託委託業者による直接販売も投資サービス業者の業務として規定する方向が示されています。今後、「貯蓄から投資へ」という政策を促進するためにも、従来の販売系列に縛られない独立系の投資信託委託業者の新規参入による競争促進が望まれることから、投資信託委託業者も特定口座の取扱いの対象として認めていただくよう要望いたします。

公社債取引に関する税制措置

1．非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子、発行差金の非課税措置を恒久化又は延長すること

わが国企業による外債発行は、民間国外債の利子及び発行差金に対する非課税制度を基礎として拡大・発展し、わが国企業の資金調達の重要な柱の一つとなっております。同時に、これら社債は現在、海外の公私の投資者の重要な資産運用の対象にもなっているとともに、内外からの円の国際化要請にも貢献しております。

国際資本市場において社債が競争力ある商品として成立するためには、自国企業が外国において発行する債券（民間国外債）の利子等に対して、国内源泉所得課税を行わないことが必須の要件であることから、アメリカ、イギリス等先進主要国では、国際資本市場における資金調達の重要性にも鑑みて、非居住者等の受け取る民間国外債の利子等の非課税扱いを一般化し、かつ、恒久化しております。このような状況の下で、仮に本制度を廃止されたと、非居住者等にとって、わが国企業の外債に対する投資魅力は著しく低下し、その発行が事実上不可能になると考えられます。

仮に、外債発行がストップすれば、わが国企業は、有力な資金調達先を失うという量的な問題が生じるだけでなく、内外の最も有利な市場において、様々な通貨により適時適切に資金調達を行う選択肢が奪われるため、調達コストの上昇も避けられません。

以上の諸点から、非居住者等への民間国外債の利子、発行差金の非課税措置を恒久化又は延長されるよう要望いたします。

2．非居住者・外国法人との債券現先取引の非課税制度について、恒久化又は適用期限を延長するとともに、当該取引に過少資本税制を適用しないこと

債券現先取引（いわゆるレポ取引）とは、将来のある時点で債券の売り手が同種同量の債券を予め定めた価格で買戻すことを約した条件付き債券売買であり、経済的実質からみれば取引当事者の合意の下で債券と資金を交換する取引をいいます。この取引においては、債券は実質的な資金貸付けの担保として、逆に資金は債券貸付けの担保として機能します。このようにレポ取引は、担保貸付けの側面を有するものの、レポ取引期間中であれば債券の買い手は当該債券を売却すること、担保として利用することも可能であり、典型的な担保貸付けとはいえず、債券売買と金融取引の二面性を有する取引といえます。

非居住者等との間で行う債券等によるレポ取引に関しては、取引の安全を確保するために、取引当事者の権利・義務及び債務不履行時の債権、債務関係を明確にした国際標準的な統一契約書（Global Master Repurchase Agreement）に基づき、売買当事者間でレポ・レート（約定レート）の授受並びに担保証券の値洗いに伴う調整金等の授受が行われることとなりますが、当該取引において国内で発生する収益は税法上源泉徴収の対象となりま

す。

しかし、レポ取引において源泉徴収が行われると取引コストが高くなり、非居住者等との間での活発な取引は到底期待できないこととなります。

これらを踏まえまして、平成 14 年度税制改正により、平成 14 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、外国金融機関等が債券現先取引を行う場合には、一定の要件の下に、源泉所得税が課されないこととされております。

つきましては、わが国金融・資本市場の国際化並びにわが国企業の円滑な外貨資金調達の観点から、外国金融機関等の債券現先取引に係る特定利子の非課税制度を恒久化又は延長を要望いたします。

外資系証券会社は、国外支配株主等からの出資を受けて、日本に支店形態で進出しており、国外支配株主等に当たる海外の関連証券会社との間で、債券現先取引を積極的に行っています。

平成 14 年度税制改正により債券現先取引に係る特定利子が貸付金利子と位置付けられたことに伴い、外資系証券会社が国外支配株主等との間で債券現先取引を行う場合、当該現先取引により発生する現先費用が、負債の利子に該当すると解されることとされております。

この結果、外資系証券会社にとって、現先取引借入金を国外支配株主等から調達したものである場合には過少資本税制の適用を受け、損金算入が制限されることとなります。

証券会社にとって債券現先取引は短期金融市場における主要な取引であり、過少資本税制の適用があれば、証券会社は自ずと取引量を減らさざるを得ず、国内投資家の現先取引を通じた外貨資金の調達ニーズへの対応、並びに債券という商品在庫を抱えるディーラーとしての役割も低下せざるを得ません。

つきましては、非居住者及び外国法人との債券現先取引に対して過少資本税制を適用しないよう要望いたします。

3．非居住者・外国法人の受け取る振替債（国債以外の公社債）の利子について、一定の要件のもとに非課税とすること

海外主要国では、公社債の利子等について、非居住者等に対する源泉徴収はほとんど行われておりません。1984 年にアメリカでこの措置に踏み切ったのを皮切りにドイツ、フランス等の欧州諸国でも既に導入されております。これはかかる税が国際的規模で行われる公社債投資の障害となり、資本の自由な流入を阻害すること、非居住者等の利子所得等は

その本国において課税されることとなるため、二重課税に伴う煩瑣な外国税額控除の手続き等を解消することが望ましいこと等を考慮したものと考えられます。

一方、わが国では、国債の円滑な流通及び円の国際化の観点から、非居住者等が受け取る振替国債の利子（平成 11 年度税制改正で措置された「一括登録国債の利子の課税の特例」が改組されています。）については源泉徴収の免除措置（非課税措置）が講じられたところではありますが、他の一般公社債については、外国の政府・中央銀行等を除き、非居住者等の受け取る公社債利子等には原則として 15%の源泉徴収が課されており、このため、非居住者等にとってこれら公社債に対する投資採算は悪化するので、依然として敬遠することにならざるを得ません。

これに加えて、流通上の問題もあります。わが国では公社債投資につき一定の金融機関等や公共法人等については、その所有期間に対応する利子に対して源泉徴収が免除されますが、このような公社債の取引過程に非居住者等が加わるとそのメリットが享受できなくなります。このため、非居住者等は債券を適時・適切な価格で売却できないことになり、流通性の観点からもわが国への債券投資を控えざるを得ません。

平成 10 年 4 月には全面改正された外為法が、同年 12 月にはいわゆる金融システム改革法が施行され、また、社債等振替法に基づく、一般債（地方債、社債等）の振替決済制度の導入が平成 18 年 1 月に開始されるなど、わが国市場の位置付けはグローバル市場の一角として重要とされており、このため、非居住者等に対する非課税措置により、わが国公社債への投資が容易になれば、円の国際化等の見地からもわが国経済の発展に寄与すると考えられます。

国際資本取引の円滑化及び国内公社債市場の活性化を図るとともに、税制の国際的な動向を考慮し、非居住者等の受け取る振替債（国債以外の公社債）の利子については、一定の要件のもと、非課税とされるよう要望いたします。

4．内国法人の受け取る国外発行債の利子について源泉徴収を免除すること

外貨建ての国外発行債は、円建ての国内発行債と比較して、現状では、利子収入が多く見込まれるとともに、為替差益を狙えることから、内国法人の資産運用において有力な手段であります。

また、国外発行債は、国内発行債と比較して、MTN（ミディアム・ターム・ノート）や仕組債など発行形態のバリエーションが比較的多いことなどから、内国法人の取引ニーズは高いといえます。

現在、内国法人が受け取る国外発行債の利子に対する源泉徴収税額のうち、確定申告の際に法人税額等から控除できる所得税額は、当該法人の所有期間に対応する部分に限られています。さらに、利子計算期間の途中で国外発行債の売買を行う法人は、将来発生する税負担を考慮した取引を行わざるを得ないため、国内債における課税玉と非課税玉の市場分断と同様の流通阻害要因が生じています。

内国法人にとって、源泉徴収制度は源泉分離課税制度が適用される個人と異なり、法人税等の前取りとしての性格を有するものであります。したがって、適正な徴税上の手当てが講じられれば、源泉徴収を廃止しても差し支えないと考えます。さらに、源泉徴収の廃止により資産運用が効率化されることになり、内国法人の公社債市場への参入が促進され、公社債流通市場の拡大・活性化が大きく期待されます。

つきましては、公社債の円滑な流通に資する観点から、内国法人が受け取る国外発行債の利子について、源泉徴収を免除されるよう要望いたします。

5．振替債の利子に係る源泉徴収が免除されている内国法人の適用要件（資本又は出資の金額が1億円以上）を撤廃すること。少なくとも資本又は出資の金額が1億円以上の申請、確認事務につき簡素化を図ること

平成15年度税制改正により、公社債市場の流通の状況に鑑み、公社債の円滑な流通に資する観点から、資本又は出資の金額が1億円以上の内国法人（以下「指定内国法人」といいます。）が受け取る振替債の利子について指定金融機関等と同様に源泉徴収が免除されていますが、指定内国法人以外の内国法人については、この特例を受けることができません。

これらの内国法人は、特に短期の資金運用手段としての現先取引のニーズが高いといわれています。しかしながら、これらの法人が、指定金融機関等である証券会社等との間で現先取引を行う場合には、当該法人が振替債を保有した時点で課税扱いとなりますことから、税相当額を考慮した現先レートでの取引とならざるを得ません。現在の低金利下では、そのような取引を行おうとするとマイナス金利となってしまう実態があるため、事実上、これらの法人は現先取引が行えない状況となっています。

源泉徴収免除が実現すれば、内国法人にとって資産運用が効率化され、また、公社債市場への参入促進、市場拡大が期待されます。

つきましては、公社債の円滑な流通に資する観点から、振替債の利子に係る源泉徴収が免除されている内国法人の要件（資本又は出資の金額1億円以上）を撤廃されるよう要望

いたします。

また、源泉徴収不適用の適用を受けようとする指定内国法人は、毎年、申請書及び確認書類を口座管理機関（証券会社、銀行等）へ提出しなければならないこととされております。更新にあたっては、原則として、前回の口座管理機関が要件を確認した日の1年後の応答日までに行うこととされています。

現在、更新時の諸手続き（投資家の更新申請書提出・証券会社の更新確認事務・双方での期日管理）について、申請書・確認書類の提出を初回一度とし、投資家の更新申請書の提出・証券会社の更新確認事務を撤廃していただくなど、簡素化を図るよう要望いたします。

6．物価連動国債等について、オーバーパー償還部分に対する源泉徴収義務の廃止など、税制上の措置を講じること

平成16年3月より、国債の発行形態の多様化を図るため、我が国初の物価連動国債が発行されています。この物価連動国債は、元金額が物価の動向に連動して増減し、物価連動国債の発行後に物価が上昇すれば、その上昇率に応じて元金額が増加するといった商品設計となっています。

物価連動国債は、物価上昇により元金額が増加し、額面金額を超えて（オーバーパー）償還となった場合は、元金額増加部分は利子所得として源泉徴収義務が生ずるとの解釈がなされ、一般的な利付国債の償還差益とは異なる税制上の扱いとされています。

このように、一般的な利付国債との税制上の扱いの違いにより、譲渡制限が課され、物価連動国債を保有できる投資家の範囲が限定されるなど、多様で厚みのある国債の投資家層の形成に支障を来たしています。

国債市場の流動性・効率性を向上させることにより、大量に発行される国債の安定消化、発行コストの低減に資するためには、物価連動国債に係る税制・会計上の制約等を排除する必要があります。

また、いわゆる仕組債（通常の債券にさまざまな条項が付された社債を指す。クーポンや投資元本が株価、金利、為替等に連動するもの等をいいます。）につきましても、物価連動国債と同様に、明確な根拠法令及び国税通達は存在しないものの、オーバーパーで償還される際の額面超過額について、利子所得として源泉徴収義務が生ずると考えられております。

社債の償還差益につきましては、雑所得としての取扱いとなり総合課税が行われている

状況を勘案いたしますと、こうした仕組債は社債と同様、償還差益について雑所得の扱いとすべきであります。

金融所得一体化により、公社債の譲渡損益及び利子が株式等の譲渡所得と損益通算が可能となった場合は、公社債のオーバーパー償還益についても損益通算対象に含めることが妥当と考えます。その損益通算後の利益に対する課税を円滑に行うための素地を築いていくうえでも、償還差益に係る源泉徴収を廃止するよう要望いたします。

投資信託等の活性化に向けた税制措置

- | |
|----------------------------------------------------------------|
| 1. 投資信託財産の統合にあたり、利益剰余金が存在する場合には、当該利益剰余金に係る（受益者に帰属すべき）課税を課さないこと |
|----------------------------------------------------------------|

現在、国内には約 2,600 本もの公募投資信託のファンドがあります。これらファンドの資産規模は大小様々ですが、中には換金される投資家が増えたことにより、当初よりも資産規模が縮小したものもあります。

通常は縮小した資産で引き続き運用することになりますが、投資効率等の面で引き続き運用を続けることが困難と判断された場合には、このファンドを保有する投資家の方々のご希望を伺った上で、当初に定めた運用期間を途中で打ち切り、償還することもあります。

しかしながら諸外国では、他のファンドの信託財産と統合させることで資産を大きくし、運用を継続することが頻繁に行われております。

このため、我が国でも他のファンドとの統合が可能となるよう、「投資信託及び投資法人に関する法律」の改正を要望しております。

統合は現在、特定株式投資信託（ETF）の設定の際に行われる、信託財産への現物（有価証券等）出資と同様の方法が採用できないかどうかを検討しておりますが、その際に、一部、現金をもって統合しなければならない部分（利益剰余金）が生じることも考えられます。

しかしながら、仮にこの利益剰余金に対して課税されるようなことになれば、統合も容易に行うことができなくなります。

このため当該部分については、統合される側のファンドから統合する側のファンドへの利益の譲与と見ず、従って課税されないよう手当てされることを要望いたします。

2．不動産投資法人等が現物不動産を売買する際に適用されている登録免許税を撤廃すること。少なくとも全ての不動産取引に平成 18 年 3 月 31 日まで適用されている登録免許税の軽減措置を延長すること、加えて不動産投資法人等に追加的に平成 18 年 3 月 31 日まで適用されている軽減措置について延長すること

登録免許税は、全ての不動産取引に係る緊急措置として税率 1 %が適用され、不動産投資法人等については更に軽減され税率 0.6%が適用されています。

この全ての不動産取引に係る登録免許税に関する緊急措置、追加的に不動産投資法人等に適用されている軽減措置については、いずれも平成 18 年 3 月 31 日までの適用とされており、期間経過後は本則の 2 %が適用されることとなり、不動産投資法人等が実物不動産を取得するインセンティブが低下することとなります。

これは不動産投資法人に軽減税率が適用されることとなった平成 13 年度与党三党税制改正大綱において「不動産の証券化を促進するために特定目的会社、投資法人等のスキームが整備されたことから、実物不動産の流動化へのインセンティブを与えるため、一定の S P C、投資信託、投資法人が不動産を取得した場合の登録免許税及び不動産取得税について軽減措置を講ずる。」とされたことに反します。

なお、不動産信託が実物不動産を取得した場合には登録免許税が実態として手数料程度の金額しか課されていないこととの均衡を図ることも必要であります。

3．不動産投資法人等が現物不動産を取得する際に適用されている不動産取得税を撤廃すること。少なくとも全ての不動産取引に平成 17 年 12 月 31 日まで適用されている課税標準の軽減措置、平成 18 年 3 月 31 日まで適用されている不動産取得税の軽減税率を延長すること

不動産取得税は、全ての不動産取引に係る緊急措置として平成 17 年 12 月 31 日まで土地に係る課税標準を 2 分の 1 に引き下げるとともに、平成 18 年 3 月 31 日まで税率について 4 %から 3 %に引き下げられています。さらに、不動産投資法人等については、加えてこれを 3 分の 1 とする軽減措置が平成 19 年 3 月 31 日まで適用されています。

このため、全ての不動産取引に係る緊急措置として手当てされた不動産取得税に係る軽減措置が廃止された場合、不動産投資法人等に課される不動産取得税の実行税率は土地を取得した場合で約 3 倍、建物を取得した場合で、1.3 倍となり、不動産投資法人等が実物不動産を取得するインセンティブが低下することとなります。

これは上述の通り、平成 13 年度与党三党税制改正大綱で謳われた実物不動産の流動化の促進を指向する考え方に反するものであります。

なお、不動産投信が実物不動産を取得した場合には、不動産取得税が非課税とされていることとの均衡を図ることも必要であります。

4 .不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち 90%超配当要件については、その判定式の改善や減損損失の損金算入を認めること、要件違反の場合の課税方法の改善等、適切な措置を講じること

税法上、投資法人は一般の事業法人と異なり、法人税の課税対象となる収益の算定に当たって、当該収益の 90%以上に相当する金銭を投資者に配当すれば当該金銭の額を収益から控除した額を法人税の課税対象となる収益とするものとされています。

この要件に係る判定式は、税法上、 $(\text{金銭の分配の額}) / (\text{配当可能所得} = \text{所得金額総計} - \text{控除未済欠損金額} + \text{利益超過分配金額} - \text{出資総額戻入金額}) > 90\%$ と定められている。この判定式においては分母は税務上の課税所得と利益超過分配金から、分子は会計上の利益と利益超過分配金から構成され、会計上の「利益」(以下「利益」)と税務上の「所得」(以下「所得」)とを比較しています。

これに関連し、支払配当損金算入要件のうち、90%超配当要件について以下の措置を講じるよう要望いたします。

90%超配当要件に係る判定式の改善すること

投資法人において会計上の費用項目等に税務上の加算項目がある場合は、上記判定式において分母が大きくなるため、90%超配当要件を満たすために利益超過分配を行うことが考えられますが、分子・分母ともに利益超過分配金額を含むことから利益超過分配金を増加させたとしても、分母は分子より税務上の加算金額だけ多くなります。

会計と税務の乖離は、夫々の目的が異なることから当然に発生することであり、この乖離は今後、減損会計が導入されることにより、更に拡がることも想定されることから、投資法人の円滑な運営のために、90%超配当要件の判定に係る計算式については分母に利益超過分配金額を含めない等、適切に改善することが必要であります。

減損会計により生じた減損損失について損金算入を認めること

投資法人において、強制適用される減損会計による減損損失が生じた場合において、上記判定式に当てはめた場合、要件を満たすための必要となる金銭の分配額は出資金を取り崩さざるを得ないため会計上の利益よりも膨大なものとなる恐れがある他、そもそ

も損失を認識していながら、利益分配をしなければならぬということは投資法人の資産がより不健全な状態となり、投資主の保護に著しく欠けることとなります。

したがって、投資法人において期末の決算処理で減損会計による減損損失が認識された場合には、当該損失額を損金算入することを認めることが必要であります。

要件違反の場合の課税方法等について改善すること

上記判定式は、支払配当の90%超配当支払要件が税務上と会計上の取扱いの差異により満たせない可能性があります。このことが、投資法人の税務上の導管性を非常に不安定なものとしています。

したがって、事後的に支払配当の90%超配当支払要件を税務上と会計上の取扱いの差異により満たしていないことが判明した場合には、直後の決算において当該金額に相当する金額を追加的に収益の分配として投資者に支払うことや当該金額に相当する額に対する法人税額相当額を納付する等の方法を採用することにより、90%超配当支払要件を満たしたものとする旨の規定を設けることを要望いたします。

5．不動産投資法人及び証券投資法人等について、株式等に対して配当や有償減資等の課税の見直し、税制上の優遇措置（所得控除制度を含む）や相続・贈与等に係る軽減措置等が手当てされる際には同様の措置を講じること

投資法人、特に取引所に上場されている投資法人は、平成10年の投資法人制度創設以来、上場株式と同様の税制とされ、この取扱いが広く社会一般に認識され投資法人市場の拡大に資してきたところであります。

この税制上の取扱いは、市場流通商品である上場投資法人の商品性格に適したものであり、引き続き同様の取扱いを望むものであります。

以上を踏まえ今後、上場株式において、投資者段階における課税方式の見直しや税率の見直し、各種の優遇制度や所得控除制度、相続・贈与等に係る税率の軽減措置等が手当てされる場合には、同様の手当てを投資法人についても手当てすることが、投資法人の流通拡大の観点から必要であります。

6．不動産投資法人にかかる固定資産税について軽減すること

不動産投資法人を含め実物不動産を保有している主体に係る固定資産税は、実物不動産

の保有コスト、投資パフォーマンスに直接影響します。これを踏まえ、未だ地方において地価の下落が続いている状況に鑑み、固定資産税についても、その課税標準を軽減する等の改善をし、実物不動産への投資を促進するため税制上も適切に対応することが必要であります。

7．不動産投資法人及び証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち「事業年度の終了時において3人以下の投資主及びその特殊関係者により発行済み投資口総数の50%超を保有されている同族会社に該当しないこと」の要件については、「投資主及びその特殊関係者」の対象から地方公共団体等の一定の者を除外すること

投資法人に課されている支払配当損金算入要件の一つとして、一般事業法人と同様の同族会社要件が規定されています。

一般事業法人においては、同族会社要件に該当した法人に対しては原則として留保益課税が課されますが、この例外として「非同族の同族会社」については留保益課税を課さないこととしています。この非同族の同族会社とは、当該社の株式を合計で50%超保有している上位株主3名の中で、政府、地方公共団体等に該当する者が存在する場合には、これを除くものです。

同族会社要件は少数株主に支配されている一定の法人について、留保益課税をすることにより法人の器を使用した実質的な脱税行為を防止する観点から設けられています。ありますが、これについて政府、地方公共団体等についてはその必要がないことから除外されているものであります。

投資法人においても同様に、同族会社要件は少数の資産家が自らに対する課税を免れるために利用されることを防止する観点から設けられています。

したがって投資法人においても一般事業法人の場合と同様、脱税行為等を目的としていないことが明白である政府、地方公共団体については、同様にこれの対象から除外することが適切であります。

8．公募証券投資信託に適用されている外国税額控除について、私募のファミリーファンド形態をとっている証券投資信託についても適用すること

投資信託には、運用の効率化を図るために、複数のファンド（子ファンド）が一つのファンド（親ファンド）の受益証券を購入することで資金を親ファンド一つにまとめ、この親ファンドが有価証券に投資する「ファミリーファンド」という運用方法があります。

親ファンドが外国の有価証券に投資する場合には、現地で納付した税について、所得税

法第 176 条第 2 項と同法施行令第 300 条の規定により、日本国内で課税される税額から控除できることとなっております。

しかしながら、同法施行令第 300 条の規定は、子ファンドが公募により行われたものに限られたものとなっております。子ファンドが私募により行われた場合には控除の対象とされておりません。

一方で、ファミリーファンド形式を採らない通常の私募のファンドの場合には、税額控除が可能となっております。

ファミリーファンド形式は、運用の効率性を高め、受益者のコストを軽減するというメリットがあります。それ故、機関投資家から、外国の高配当の株式や不動産投信を投資対象とするマザーファンドに投資する私募投資信託は望まれているのですが、この制度があるがゆえに商品開発が困難な状況となっております。

また、ファミリーファンド形式を取る私募のファンドだけが対象から外れる合理的な理由も明確ではないので、所得税法施行令第 300 条の規定がファミリーファンド形式を採用する私募のベビーファンドにも適用されるよう、手当てされることを要望いたします。

確定拠出年金制度等に関する税制措置

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1．特別法人税を撤廃すること2．拠出限度額を引き上げること3．制度上、企業型における従業員拠出が認められる際には、税制上の措置を講じること |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

現在わが国では、少子・高齢化が急速に進展しており、公的年金制度の改革論議が盛んになっていますが、こうした状況の中、国民の老後生活を安定させるためには、公的年金制度と私的年金制度の相互補完による所得確保がますます重要な政策課題となっております。

その施策の一環として、平成 13 年 10 月に確定拠出年金制度が導入されましたが、同制度は企業型において採用が徐々に増えるなどの傾向が伺えるものの、個人型も含め未だ十分に普及されたものになったとはいえません。

平成 16 年度税制改正により、拠出限度額の引上げ（注）が措置されておりますが、同制度が公的年金制度を補完するものとして十分に機能し、広く国民に普及された制度となるよう拠出限度額については老後の所得を保障するに十分な額が確保できる水準にまでさらなる引上げを要望いたします。また、年金資産の運用コストを引き下げる観点で現在凍結されている積立金に対する特別法人税を撤廃することを併せて要望いたします。さらに、

企業型は会社による掛け金の拠出のみであり、個人である従業員がこれに上乘せすることはできませんが、これが認められる際には税制上の措置も合わせて講じられるよう要望いたします。

(注) 企業型(他に企業年金がない場合)については「月額3.6万円(年額43.2万円)」から「月額4.6万円(年額55.2万円)」に、企業型(他に企業年金がある場合)については「月額1.8万円(年額21.6万円)」から「月額2.3万円(年額27.6万円)」に、個人型(企業年金がない場合)については「月額1.5万円(年額18.0万円)」から「月額1.8万円(年額21.6万円)」に、それぞれ引き上げられています。

勤労者等の金融資産形成促進のための税制措置

1. 従業員持株制度について会社が従業員に奨励金を付与した場合に、給与所得課税を非課税とする又は課税の繰延べを行うこと(日本版ESOP)

従業員持株会は、従業員の福利厚生増進及び自社の経営への参加意識の向上を図ることを目的として組織され、その形態は民法上の組合であり、会員である従業員から給与天引きにより拠出された資金をまとめ、自社の株式を継続して購入します。

また、買い付けた株式は従業員持株会の理事長名義となり、会員は拠出金に応じて持分を有することとなります。会社によっては奨励金が支給される場合もありますが、当該奨励金は給与所得として課税されます。

従業員持株制度は、少額の資金で株式投資を容易に行うことができ、従業員持株会を通じた当該会社への参加意識の高揚とともに、株式投資に親しむことができるといった利点を有しています。

同時に従業員持株制度は、個人の証券投資の拡大を図っていくための一つの方策として大きな意義を持つばかりではなく、従業員の福利厚生に資するといった機能も有しています。

証券市場を育成し、個人の証券市場への参加を促進するという観点に立って、従業員持株制度について会社が従業員に奨励金を付与した場合に、当該奨励金に対する給与所得の非課税又は課税の繰延べ(日本版ESOP(注))とされることを要望いたします。

(注) ESOP (Employee Stock Ownership Plan) とは、アメリカにおいて導入されている「自社株に投資する退職給付制度」をいいます。

2. 株式累積投資（株式投資信託の累積投資を含む）及び従業員持株制度を利用した投資金額について、年間一定額を上限とし、所得控除制度を設けること

証券市場を育成し、個人投資家の証券市場への参加を促進するという観点に立てば、個人金融資産の大半を占める預貯金からリスクマネーへ資金を移動させる仕組みが求められるため、証券投資について政策的に税制上のインセンティブを拡充する必要があります。

株式累積投資（株式投資信託の累積投資を含む）及び従業員持株制度は、少額の資金により継続的に株式や株式投資信託が購入できるため、証券投資が初めての方や投資経験が浅い方にも手軽に株式や株式投資信託への長期的な投資ができるものとなっております。

このため、間接金融から直接金融への資金シフトを促すとともに、個人投資家のリスク許容度を高め、証券投資を普及・拡大していく観点から、無理なく着実に積立投資を行う手段である株式累積投資（投資対象が株式投資信託の場合を含む）及び従業員持株制度を利用した投資金額について、年間一定額を上限とした所得控除制度などの優遇措置の創設を要望いたします。

その他

1. 配当の二重課税を撤廃すること

上場株式等の配当等（大口株主等が受け取るものを除く）につきましては、平成 15 年度税制改正により、源泉徴収税率が 10% に軽減（平成 15 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間）されたほか、配当金額の多寡に関わらず申告不要とされております。

こうしたなかで、二重課税調整の仕組みとして、個人株主に対する配当控除（税額控除）制度、法人の受取配当等の一部益金不算入制度が設けられておりますが、配当所得に対する所得税と法人税との間の二重課税の調整はいまだ不十分のままとなっております。

また、平成 14 年度税制改正により、法人の受取配当等の益金不算入につきましては、その算入割合が 80% から 50% に引き下げられるとともに、特定利子（注）に係る措置が廃止され、二重課税がさらに強化されています。

イギリス、フランスなど欧州主要国においては、配当所得に対する二重課税排除の方式としてはインピュテーション方式が定着しており、また、アメリカにおいては現在のところ二重課税の調整が行われておりませんが、所得税において最高税率の大幅な引下げが行

われております。

つきましては、受取配当等の益金不算入割合を見直すなど、二重課税の廃止を要望いたします。

(注) 特定利子とは、明らかに株式等の取得のための負債利子とは認められない支払利子の額をいいます。具体的には、社債の利子、金融保険業を主として営む法人、国又は地方公共団体からの長期借入金の利子、商品の販売代金等取引の対価として受け取った手形の割引料などが含まれます。

2．配偶者控除や扶養控除の判定基準となる「合計所得金額」に加算する譲渡所得等について、損失の繰越控除前の金額ではなく損失の繰越控除を適用後の金額とすること

合計所得金額の概念が納税者において広く周知又は認知されていないなかで、前年に上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の申告を行った場合についても、当年の株式等の譲渡所得等があるときには前年の譲渡損失分が控除されずに合計所得金額が計算されることから配偶者控除や扶養控除の適用が受けられないケース(年間の株式等の譲渡所得等が38万円超であるケース)があるため、投資者(納税者)において相当の混乱が予想されます。

このため、配偶者控除や扶養控除の判定基準となる「合計所得金額」に加算する譲渡所得等について、損失の繰越控除前の金額ではなく損失の繰越控除を適用後の金額とすることを要望いたします。

3．特定口座年間取引報告書等の各種顧客交付書類について、電子情報処理組織を利用する方法等による交付を認めること

IT技術の進展やインターネット取引の普及に伴い、手続きの迅速化、サービスの向上等、投資家の利便性向上のため、税法以外の各種顧客交付書類等については、既に電子化が図れております。

一方で、特定口座年間取引報告書等の各種顧客交付書類については、電子交付が認められておらず、現行、書面の郵送による交付が行われており、投資家は上記利便性を享受できません。したがって、証券取引法など他の法令においては、顧客交付書類の電子化が認められていることから、これら税法上の顧客交付書類についても電子化を図るよう要望い

たします。

4．いわゆるラップ口座に係る株式等の譲渡所得等における費用として、投資顧問料等を加算することを可能とすること

ラップ口座の株式等取引については、通常の株式等取引のように取引毎に手数料を徴収する方式と異なり、当該ラップ口座で管理をしている運用資産残高に応じて一定の手数料を定期的に徴収する方式となっています。このラップ口座の手数料には、投資顧問料、株式売買手数料及び口座管理料等の全てが含まれることとなります。

現在、株式等の譲渡所得等における取得に要する費用として取得価額に、投資顧問料等を加算することは認められていません。

しかし、ラップ口座の特性（証券会社が投資家と投資一任勘定を締結し、個別の取引については証券会社の判断によって行う。）を考えた場合には、当該ラップ口座による譲渡損益と投資顧問料等は密接に関係していると考えられます。

したがって、ラップ口座に係る株式等の譲渡所得等における費用として、投資顧問料等を加算することを認めていただくよう要望いたします。

5．公募株式投資信託の源泉徴収の不適用特例の対象に、個別元本（手数料等含む）を取得金額として特定口座に受入れる場合に限り、本券入庫による場合も特例の対象に含めること

平成16年度の税制改正により、公募株式投資信託の受益証券を買い取った証券業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収については、免除されるよう手当てが行われました。

この場合、投資家から買い取った受益証券が、信託の設定があった日からその買い取りの日までの期間を通じて、「社債等の振替に関する法律」に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されているものに限って適用されることと規定されております。

これは、当該投資家が引き続き所有している場合に限り適用することとし、途中で受益証券が譲渡されていた場合には特例の対象にはしないために設けられた要件であります。

しかしながら、投資家の中には、受益証券を担保に利用したり、ご自身で管理したいと

するニーズをお持ちの方もおり、この場合には受益証券を証券業者等の口座から出庫される場合もあります。

これらの投資家の方が換金をされる場合には、再びその受益証券を証券業者等の口座に戻されて換金することになりますが、その際には2つある換金方法の内の一つである解約請求による方法を取らざるを得ません。(他の株式等の譲渡所得と損益を通算することが可能な買い取り請求による換金ができない状況にあります。)

受益証券が口座から出庫されてしまいますと、その後、その受益証券が当該投資家によって引き続き所有されたものであるかどうかは証券業者等では把握できないわけですが、その投資家が、その受益証券に係る個別元本の額を取得価額(手数料を含む。以下同じ。)として再び証券業者等に入庫されるのであれば、引き続き所有されたものかどうかはわからないものの、これにより徴税漏れが起きる心配はありません。

また、出庫受益証券の特定口座への入庫については、平成17年度税制改正により、平成21年5月31日まで延長されました。しかし、源泉徴収不適用特例の対象とはなり得ない平成16年1月1日以降出庫されている受益証券について、特定口座の受入れが可能となったとしても、解約請求による換金方法をとらざるをえない場合には、損益通算等の特定口座のメリットが活かされなくなってしまいます。

投資家のニーズに応え、かつ、平成16年度改正で実現した損益通算がこれら投資家にも可能となる換金方法が選べるよう、個別元本の額を取得価額として特定口座に受け入れる場合に限っては、一度出庫したものであっても、源泉徴収不適用特例の対象となるよう要望いたします。